

朝来市あさごふれあいプール「くじら」

指定管理者 募集要項

令和7年9月

朝来市まちづくり協働部

生涯学習課

目 次

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	施設の設置目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	公募する施設の概要・・・・・・・・・・・・	2
4	管理運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	指定管理者が行う管理の基準・・・・・・・・	3
6	指定管理者が行う業務の範囲等・・・・・・・・	4
7	指定管理者の指定期間・・・・・・・・・・・・	5
8	利用料金収入・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・	6
10	応募の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	7
11	応募書類の著作権等・・・・・・・・・・・・	9
12	応募資格・条件・・・・・・・・・・・・・・・・	9
13	選定委員会の設置・・・・・・・・・・・・	10
14	選定の方式・・・・・・・・・・・・・・・・	10
15	選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・	10
16	選定結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・	12
17	協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・	12
18	協定の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	12
19	応募に関する留意事項・・・・・・・・・・・・	12

朝来市あさごふれあいプール「くじら」指定管理者募集要項

1 趣旨

朝来市あさごふれあいプール「くじら」(以下「温水プール」という。)の管理に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、朝来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び朝来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則並びに朝来市あさごふれあいプール「くじら」条例の規定に基づき、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の候補者を募集します。

2 施設の設置目的

温水プールは、住民の健康増進と心豊かな生活の醸成に寄与する為、設置された施設です。

3 公募する施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称	朝来市あさごふれあいプール「くじら」
所在地	兵庫県朝来市新井172番地

(2) 建物概要

竣工時期	平成17年3月
構 造	木造(一部RC造) 2階建(地下1階)
建物延面積	1階 1,645.24㎡
2階	54.16㎡
地下	294.53㎡

施設内容

ア 温水プール

- ・25m×11m 5コース(2コース可動床)
- ・多目的プール 15m×6m(全面可動床)
- ・幼児プール ・ジャグジー ・寝湯 ・採暖室

イ トレーニングジム

- ・受付カウンター ・トレーニングマシン

ウ スタジオ(98.1㎡)

- ・弾性床 ・鏡2面貼り ・音響装置

エ 更衣室

- ・ロッカー(男子96人分、女子96人分)
- ・休憩コーナー ・洗面台 ・障害者用更衣室 ・便所(男女)

オ シャワー

- ・個人シャワー(男子4台、女子4台) ・児童生徒用 ・一斉シャワー

カ 事務所

- ・監視室 ・職員更衣室 ・便所(兼用)

キ エントランス

- ・靴箱(100足分) ・販売コーナー ・休憩コーナー

ク ギャラリー

ケ 機械設備（熱源・プール水循環設備等）

（３）施設の利用状況

①利用者数の実績

項 目			令和 6 年度
利用者数	水泳教室		16,760人
	一般	プール	17,481人
		トレーニングジム	11,217人
	無料分	学校利用等	1,618人
	合 計		47,076人

②利用料収入の状況

項 目			令和 6 年度
利用料 収入	水泳教室		21,127,540円
	一 般		6,261,100円
	合 計		27,388,640円

※詳細は参考資料に掲載しています。

4 管理運営の方針

（１）基本方針

温水プールは、住民の健康増進と心豊かな生活の醸成に寄与するため、設置されました。

現在この設置理念に基づき、水泳の普及振興、水泳教室を行うほか、トレーニングジム、スタジオの設置による多様な観点から住民の健康・体力の増進を図る業務を行っています。

これらの活用の現況を踏まえ施設の設置目的を十分理解した上で、住民の信頼に応え、利用者が満足できるよう適切な管理運営を行います。

（２）施設の維持管理方針

施設の維持管理については、仕様書を基に、施設の特性を考慮し、より質の高い水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行います。

施設や設備については、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、また、機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を行います。

（３）施設の運営管理方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、利用者に対しては平等かつ公正な態度で運営を行うとともに、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れます。加えて、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

5 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うに当たっての基本的事項は次のとおりです。

(1) 開館日時

区分		開館時間
プール	月曜日から金曜日まで（水曜日を除く）	午前10時30分から午後8時30分まで
	土曜日	午前10時30分から午後6時まで
	日曜日及び1月11日から1月17日まで （水曜日を除く）	午前10時30分から午後5時まで
トレーニング ジム	月曜日から金曜日まで（水曜日を除く）	午前10時30分から午後9時まで
	土曜日	午前10時30分から午後6時まで
	日曜日及び1月11日から1月17日まで （水曜日を除く）	午前10時30分から午後5時まで

※開館時間の変更

指定管理者は、市長の承認を得て開館時間を変更することができます。また、水泳教室や市内の小学校及び中学校に授業等で利用させる場合は、閉館時間においても当該利用者を対象としてプールを利用させることができます。

(2) 休館日

水曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
12月28日から翌年の1月10日まで
11月1日から翌年の3月末日までの日曜日

※休館日の変更

指定管理者は、市長の承認を得て休館日を変更することができます。また、水泳教室を行う場合は、休館日においても水泳教室利用者を対象として、プールを利用させることができます。

(3) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置を講ずる必要があります。

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、温水プールの管理運営を行うに当たっては、法令等を遵守し、利用者の安全性及び快適性を考慮した管理運営を行ってください。

6 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

業務の範囲は下記及び別添「朝来市あさごふれあいプール「くじら」指定管理者業務仕様書」のとおりとします。

なお、部分的な業務の委託については、あらかじめ市の承認を得た上で、他の事業者に委託できるものとします。

ア 温水プールの維持管理に関する業務

イ 水泳の普及振興、水泳教室の開設に関する業務

- ウ 利用の許可に関する業務
- エ 使用料の取扱いに関する業務
- オ 各種報告に関する業務
- カ 温水プールの管理上必要な業務
- キ その他、朝来市が必要と認める業務

(2) 指定管理者と朝来市の責任分担

指定管理者と市の責任分担は、下記「リスク分担表」によるものとします。

ただし、同表に定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めることとします。

項 目	内 容	負担者		
		市	管理者	分担
法令等の変更	施設に直接関係する法令等の変更	○		
広報	施設の事業等の広報			○
物品管理	施設備品及び物品の管理		○	
不可効力	天災・暴動等に伴う施設・設備の復旧	○		
	不可抗力による管理・運営の中断			○
苦情対応	不適切な管理運営による苦情等		○	
施設の整備・修繕	軽微な修繕（1件20万円以下）		○	
災害復旧	施設の本格的復旧	○		
施設の利用不能等による利用料金収入の減収	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○	
	上記以外			○
減免による利用料金収入の減少	条例等による減免対象者が拡大された場合	○		
	上記以外		○	
運営費の上昇	市側の要因による運営費用の増大	○		
	上記以外		○	
保険への加入	当該施設の火災保険への加入	○		
	施設賠償責任保険の加入		○	
包括的管理責任	管理上の瑕疵を除く	○		

7 指定管理者の指定期間

(1) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。ただし、状況によっては、上記期間を変更する場合があります。

この期間は、議会議決後、正式に指定期間となります。

8 利用料金収入

(1) 利用料金制度

本施設では、平成20年4月1日から利用料金制度を導入しており、温水プールを利用する者

が納付する利用料金は、指定管理者の収入となります。また、この利用料金の額は、条例で定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定めます。

令和6年4月1日に条例改正を行い使用料の額を改正していますので、御留意ください。

9 指定管理料

(1) 事業収支に関する事項

温水プールの業務に係る全ての経費は、利用料金及び朝来市が支払う指定管理料並びにその他の収入をもって充てるものとします。

朝来市が支払う指定管理料は、「6 指定管理者が行う業務の範囲等」で示した温水プールの管理運営に要する経費から利用料金収入の見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。

ア 指定管理料

- ① 指定管理料は、各年度16,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

指定管理料の算出に当たっては、人件費、消耗品費、修繕費、役務費、委託料など必要な経費を計上し、これより利用料金収入を差し引いて算出し提案してください。

- ② 指定管理料の金額や支払時期、支払方法等は年度協定書により定めますが、各年度終了時において、指定管理経費に過不足が生じた場合及び利用料金収入が計画と異なる場合にも、清算はせず、年度協定で決定した額に変更しません。

また、指定管理業務が、年度当初の計画どおり実施されない場合は指定管理料を減額します。

イ 施設運営収入

指定管理者は、市が条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めた利用料金を収入として収受できます。

ウ 自主事業収入

指定管理者が、自らの提案により実施する事業に伴う収入で、短期水泳教室、水上運動会などのスポーツ教室等事業収入（条例に定める水泳教室を除く。）及び物品販売事業収入などが含まれるものとします。

エ 維持管理経費

指定管理者が行わなければならない維持管理業務に係る、人件費、消耗品費、一定の施設修繕費（1件当たり20万円以下の小規模修繕）、備品購入費、役務費、また、設備の保守点検などを外部委託した場合の委託費及びその他維持管理に係る全ての経費等が含まれるものとします。ただし、光熱水費（電気代と上水道料）は市が負担します。

オ 自主事業経費

指定管理者が、自主事業として行うスポーツ教室等の必要経費、自動販売機などを設置する際に市に対して支払う目的外使用料等が含まれるものとします。

管理者の収入と支出

収入	施設の管理に関して指定管理者が行わなければならない業務	ア 指定管理料	・ 指定管理料
		イ 施設運営収入	・ 利用料金収入
	自主事業として行う業務	ウ 自主事業収入	・ 短期水泳教室等事業収入 ・ 物品販売事業収入 ・ その他目的外使用に伴う収入
支出	施設の管理に関して指定管理者が行わなければならない業務	エ 維持管理経費	・ 人件費 ・ 消耗品費 ・ 修繕費（1件当たり20万円以下） ・ 備品購入費 ・ 役務費（通信運搬費・保険料等） ・ 委託費（保守・警備業務や清掃業務を外部に委託した場合等） ・ 一般管理費 ・ その他経費等
	自主事業として行う業務	オ 自主事業経費	・ 事業実施に必要な経費

10 応募の方法

（1）募集要項及び申請様式等の配布期間

ア 配布期間 令和7年9月16日（火）～令和7年10月7日（火）

（月曜日及び祝日を除く。）

イ 配布時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

ウ 配布場所 朝来市まちづくり協働部 生涯学習課

（朝来市和田山町玉置824番地1 朝来市和田山生涯学習センター内）

エ 配布方法 朝来市ホームページからダウンロードできますので、それを御使用いただくか、配布場所でお受け取りください。

（2）現地説明会の開催（様式19）

ア 日 時 令和7年9月24日（水） 午後1時30分～

イ 場 所 朝来市あさごふれあいプール「くじら」

ウ 参 加 者 1団体2名以内（応募団体は、必ず参加してください。）

エ 申込期日 令和7年9月21日（日） 午後5時

オ 申込方法 電子メールにより、生涯学習課まで提出してください。

<メールアドレス: sgakusyu@city.asago.lg.jp>

（3）募集要項・現地説明等に対する質問の受付（様式20）

ア 受付期限 令和7年10月2日（木） 午後4時30分

イ 申込方法 電子メールにより、生涯学習課まで提出してください。

<メールアドレス: sgakusyu@city.asago.lg.jp>

(4) 募集要項・現地説明等に対する質問の回答

- ア 回答日 令和7年10月4日(土) 予定
イ 回答方法 質問に対する回答は、質問者全員に対し電子メールで行います。

(5) 応募書類の提出

- ア 受付期間 令和7年10月8日(水)～令和7年10月16日(木) ※月曜日を除く
イ 受付時間 午前9時から正午、午後1時から午後4時30分まで
※受付期間の最終日は、午後3時までとします。
ウ 提出場所 朝来市まちづくり協働部 生涯学習課
(朝来市和田山町玉置824番地1 朝来市和田山生涯学習センター内)
エ 提出方法 必要書類を上記に定める場所に持参してください。郵送等による提出はできません。提出後の内容変更は出来ません。
オ 提出部数 正1、副10部(副は複写可)
カ その他 書類は、A4ファイル綴じ(色指定無し)とします。
表紙に「朝来市あさごふれあいプール「くじら」指定管理者指定申請書」及び団体名を記載してください。(要ページ番号)

(6) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、全てA4サイズとします。

- ア 提出書類一覧(目次)【様式任意】
イ 指定管理者指定申請書【様式第1号】
ウ 団体の概要【様式2】
エ 共同事業体構成員届出書【様式3】
オ 施設の管理に関する基本的な考え方【様式4～6】
カ 管理体制【様式7～10】
キ 管理計画【様式11～13】
ク 維持管理計画【様式14～16】
ケ その他貴団体に関する事項【様式17】
コ 指定管理者収支計画書【様式18】
サ 定款又はこれに準ずる書類
シ 申請書を提出する日の属する事業年度の、貴団体の事業計画又はこれに類する書類及び過去2箇年の事業報告書
ス 法人の場合
・法人の登記簿謄本(その他の団体にあつては、これに準ずる書類)
・最近3年間の下記書類
① 法人税及び消費税(地方消費税を含む。)の納税証明書
② 貸借対照表、損益計算書
③ 市税(申請団体所在地の市税)に未納がないことの証明書(全税目の納税証明書)
※ただし、指定申請の日の属する年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録
セ 企業又は団体の概要(経歴・業務内容、役員名簿及び履歴書、外部向けパンフレット可)
ソ グループ応募の場合、構成団体分についても提出を要します。

1 1 応募書類の著作権等

- (1) 応募書類の著作権は、管理者の決定があるまでの間は応募者に帰属するものとします。
ただし、市は管理者の選定の公表等、必要な場合は応募書類の内容を無償で使用するものとします。
- (2) 管理者に選定された応募書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった応募書類は応募者に帰属するものとします。
- (3) 応募書類は、理由の如何にかかわらず返却しないものとします。

1 2 応募資格・条件

(1) 応募者の資格

- ア 指定期間中において、安全円滑に施設を管理可能な実施体制及び経営基盤等が確保されている法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の団体により構成されたグループ事業体（以下「グループ」という。）であって、個人の応募はできないものとします。
- イ グループで応募する場合、必ず代表企業・団体を定め、協定の締結に当たってはグループの構成員全てを協定該当者とし、選定後の協議は、代表企業・団体と行うが、協定に関する責任は、グループの構成団体全てが負うものとします。
- ウ プール施設の管理（施設の維持管理業務、人材派遣のみは除く。）又はそれに類する業務について、3年以上の管理実績（受注を含む。）を有しているものとします。

(2) 欠格事項

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- イ 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことのある団体
- エ 会社更生法に基づく更正手続開始の申立てをしている団体又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている団体
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその利益となる活動を行うもの

(3) 複数応募の禁止

- ア 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体にはなれません。
- イ グループ応募の構成員である団体は他のグループ応募の構成員にはなれません。

(4) グループ応募の構成員の変更

- グループ応募の場合、代表企業・団体及び構成員の変更は認めないものとします。
- ただし、構成員については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることができます。この場合、必要に応じて書類の再提出を求めるものとします。

(5) 選定対象除外

- 次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- ア 選定審査に関する照会、要求等を申し入れた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- エ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- オ その他不正行為があった場合

1 3 選定委員会の設置

- (1) 朝来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例並びに同施行規則に基づく選定委員会を設置します。

1 4 選定の方式

- (1) 選定委員会において選定基準に基づき審査を行い、候補者を選定するものとします。
審査は申請書類及びヒアリング・プレゼンにより行います。
10月27日（月）予定 ※詳細事項はあらかじめ応募者にお知らせします。

1 5 選定基準

- (1) 朝来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に規定する選定基準を基本として、審査し選定するものとします。

【参考】【個別審査項目】

条例に規定する審査の基準	審査の項目	審査の視点
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	①利用者の平等な利用の確保	・施設利用者の立場に立った理念、基本方針の確立
		・施設利用者の平等の確保策
		・施設利用に当たり社会的弱者への配慮
	②サービスの向上	・個人情報 の適正な取扱い
		・利用者等の意見を取り入れる仕組み
		・利用者へのサービスの向上
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	①自主事業計画及び収支計画	・自主事業計画及び収支計画の適格性
		・利用者増加のための方策
	②本事業を向上させる計画	・開館時間等の考え方
		・施設運営の持続的発展の方策
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	①管理運営体制	・市の管理方針や施設の設置目的に対する理解
		・施設設備を良好に保つための保守点検、清掃、警備等に対する考え方
		・利用者の安全確保（事故、トラブル防止、災害時の対応等を含む。）の方策
		・環境への配慮、実践
	②収支計画の妥当性	・管理運営の収支計画の内容と計画書との整合性
		・経費削減策
	③効率的な管理運営	・指定管理料
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有し、又は確保できる見込みがあること。	①団体の経営状況・構成	・指定管理者候補者の財務状況の健全性
		・安定かつ継続的な運営を行う上で適正な組織体制・配置計画、従業員の研修体制
		・類似施設・業務の良好な運営実績の有無
	②地域貢献に対する考え方	・地域を理解した地域貢献への取組
		・地域雇用に対する積極性

16 選定結果の通知

(1) 指定管理者候補者の選定

選定委員会の報告を受け、選定結果を指定管理者候補者に通知します。

※令和7年11月上旬頃の予定

(2) 指定については、議会の議決を経た後に行います。

17 協定の締結

(1) 市は指定管理者の候補者と細目協議等を行うこととし、その後、議会の議決を経て市長が指定管理者として指定し、協定を締結するものとします。

18 協定の内容

(1) 協定の内容

ア 指定期間に関する事項

イ 事業計画に関する事項

ウ 利用料金に関する事項

エ 事業報告及び業務報告に関する事項

オ 市が支払うべき管理費用に関する事項

カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

キ 管理業務を行うに当って保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項

ク その他、公の施設の管理を適正に行わせるために朝来市が必要と認める事項

19 応募に関する留意事項

(1) 応募に関して必要となる一切の費用は、団体で負担するものとします。

(2) 提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 選定委員会委員、本市職員等、本件関係者に対し、本件提案についての接触を禁じます。

(4) 社員等の雇用に当たっては、地元雇用に努めてください。